

◎市町村建設計画に係る事項

合併協定項目	
	新まちづくり計画

◎合併協定項目の協議会での協議方法

合併協議会での合併協定項目の協議の方法は、事前提案方式になります。

事前提案方式とは、協議会へ合併協定項目の提案を行い、提案された月の協議会ではその内容についての質疑のみを行います。次回の協議会において、提案された合併協定項目について具体的に協議を進める方式となっています。

◎合併協議会は傍聴ができます！

○議会議員・農業委員会委員の任期等調査検討小委員会

日時 平成15年8月22日(金) 13:30～
場所 志布志町文化会館

○第3回曾於南部合併協議会

日時 平成15年8月28日(木) 13:30～
場所 志布志町文化会館

※ 会場の都合上、傍聴者数は30名までとなっています。傍聴希望の方は会議開催時間15分前より傍聴証を交付。ただし、15分前に傍聴者数が30名を超える場合はくじ引きによる抽選になります。

お早めにお越しください！



＝ 補助団体の監査結果公表 ＝

地方自治法第一九九号第七項の規定により実施した監査の結果を次のとおり公表します。

一 監査の対象

- 大崎町野菜花き振興協議会
- ・町野菜・花き振興協議会負担金
- おお鹿児島農協果樹部会
- ・果樹振興事業補助金
- 大崎町たばこ耕作振興会
- ・煙草耕作振興事業補助金
- 大崎町技術員連絡協議会
- ・技術員連絡協議会補助金
- 大崎町畜産振興協議会
- ・町畜産振興協議会負担金

二 監査実施日

平成十五年六月二十四日

三 監査の結果

① 平成十四年度の補助金等の執行状況について監査の結果、補助金等の交付に伴う諸手続きは、町補助金交付規則及び町財務規則に基づいて適正に処理されており、町からの補助金等は確実に収納され、これに伴う支出も補助目的に沿って執行されていることを確認した。

② 会計経理に関する事務処理及び証拠書類の整理は、適正に処理されていたが、帳簿類で誤記が一部見受けられたので、今後十分注意されたい。

四 監査意見

① 補助の目的に沿って有効な活用が図れるよう、今後とも一層の努力をされたい。

平成十五年六月三十日

大崎町監査委員 園田 忠